

業務の競争入札における最低制限価格算出要領

平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加賀市財務規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 35 号。以下「財務規則」という。）第 126 条（第 135 条において準用する場合を含む。）の規定によるその他の競争入札について最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設定対象)

第 2 条 本市における最低制限価格の設定対象は、業務のうち、設計金額が 50 万円を超える業務の競争入札に適用する。ただし、樹木、芝等の管理業務のうち、建設工事と同等の設計書を有する街路樹剪定・管理業務及び公園等剪定・管理業務を除く。

(最低制限価格の算出方法)

第 3 条 最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める額（最低制限価格基準額）に無作為に算出される 0.9990 から 1.0000 までの数値（ランダム係数）を乗じた額とする。ただし、第 1 号から第 3 号までに掲げる業務にあつては、その額が設計価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合は、当該設計価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、設計価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は、当該設計価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とし、第 4 号に掲げる業務にあつては、その額が設計価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合は、当該設計価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、設計価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は、当該設計価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とし、第 5 号に掲げる業務にあつては、その額が設計価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合は、当該設計価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、設計価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合は、当該設計価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(1) 土木（水道、下水道を含む。）コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(2) 建築又は設備設計業務 次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

(3) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(4) 測量業務 次に掲げる額の合計額

- ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (5) 地質調査業務 次に掲げる額の合計額
- ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
- (6) その他の業務 次に掲げる額
- ア 設計価格に 10 分の 7 を乗じて得た額

(周知・公表)

第 4 条 入札執行前に、最低制限価格を設定することを入札参加者に周知することとする。

2 最低制限価格は、当該契約の締結後に、閲覧その他の方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札執行通知を行う業務の請負契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札執行通知を行う業務の請負契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札執行通知を行う業務の請負契約から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札執行通知を行う業務の請負契約から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札執行通知を行う業務の請負契約から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に入札執行通知を行う業務の請負契約から適用する。